

教育改革特区 「非常勤校長の設置」及び「民間人校長の兼業兼職規制の緩和」 (第9次提案)

平成18年6月1日から6月30日まで実施した、構造改革特区第9次提案及び地域再生第4次提案の募集に対し、173の提案主体から364件の提案があった。杉並区からは「非常勤校長の設置」及び「民間人校長の兼業兼職規制の緩和」を提案した。

1 提案の内容及び結果について

平成18年9月15日の文部科学省の特区提案再々検討要請の回答をもって、最終的な回答となり、提案結果が以下のとおり確定した。(所管官庁は文部科学省)

| 提案の名称 | 提案の内容 | 提案結果(回答) |
|---------------------------|---|--|
| 非常勤(再任用短時間勤務職員を除く。)の校長の設置 | 常勤を原則とする校長について、非常勤(再任用短時間勤務職員を除く。)の校長を置くことを可能にする。 | 校長の職務である「校務をつかさどること」は、児童生徒の学校教育活動、安全確保、施設管理など、常勤を前提としたものであり、非常勤では、その職責を十分果たせないため、提案は認められない。 |
| 民間人校長の兼業兼職規制の緩和 | 教育公務員は地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条により、一定の場合以外兼業兼職が制限されるが、民間人校長について、この規制を緩和する。 | 民間人校長であっても、地方公務員法及び教育公務員特例法の制限の範囲内であれば、兼業兼職は可能である。 任命権者は、校長不在時の校内体制、児童生徒及び保護者への説明責任などを十分果たすことなどの条件を満たしたうえで、兼業兼職の許可を与えることができる。 |

2 今後の方針

(1) 非常勤校長の設置

特区提案として対応は不可との回答を得たので、今後、新たな提案内容を検討する。

(2) 民間人校長の兼業兼職規制の緩和

特区提案として、現行規定により対応可能との回答を得たので、民間人校長に適した兼業兼職許可のあり方を検討したうえで、実施していく。